

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する取組

令和元年5月31日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

過疎地域の現状等について

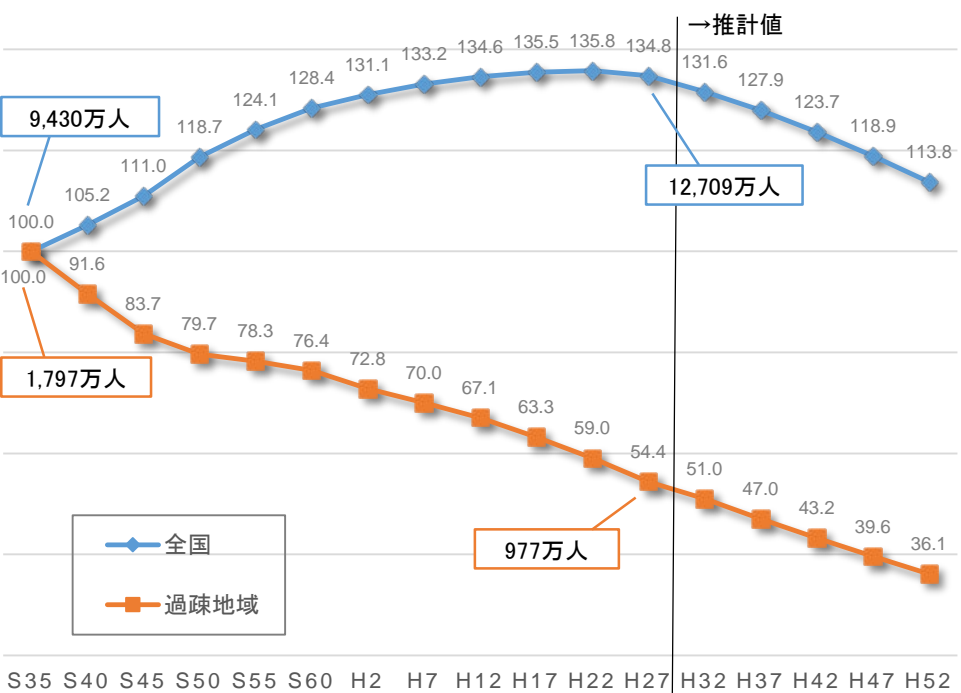
過疎地域の状況

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
市町村数(平29. 4. 1)	817	1,718	47.6 %
人口(平27国調: 万人)	1,088	12,709	8.6 %
面積(平27国調: km ²)	225,468	377,971	59.7 %

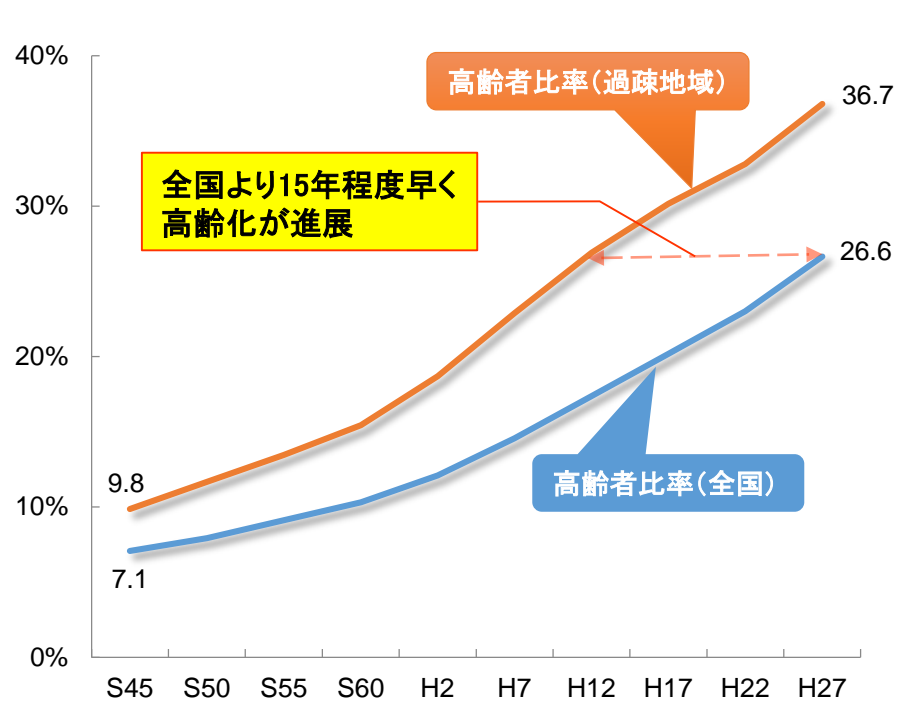
年齢階層別人口構成

	過疎地域	全国
0～14歳の人口割合	10.7%	12.6%
15～29歳の人口割合	10.5%	14.6%
65歳以上の人口割合	36.7%	26.6%

人口の推移(全国・過疎地域) ※S35年の人口を100とした場合



高齢者比率及び若年者比率の推移



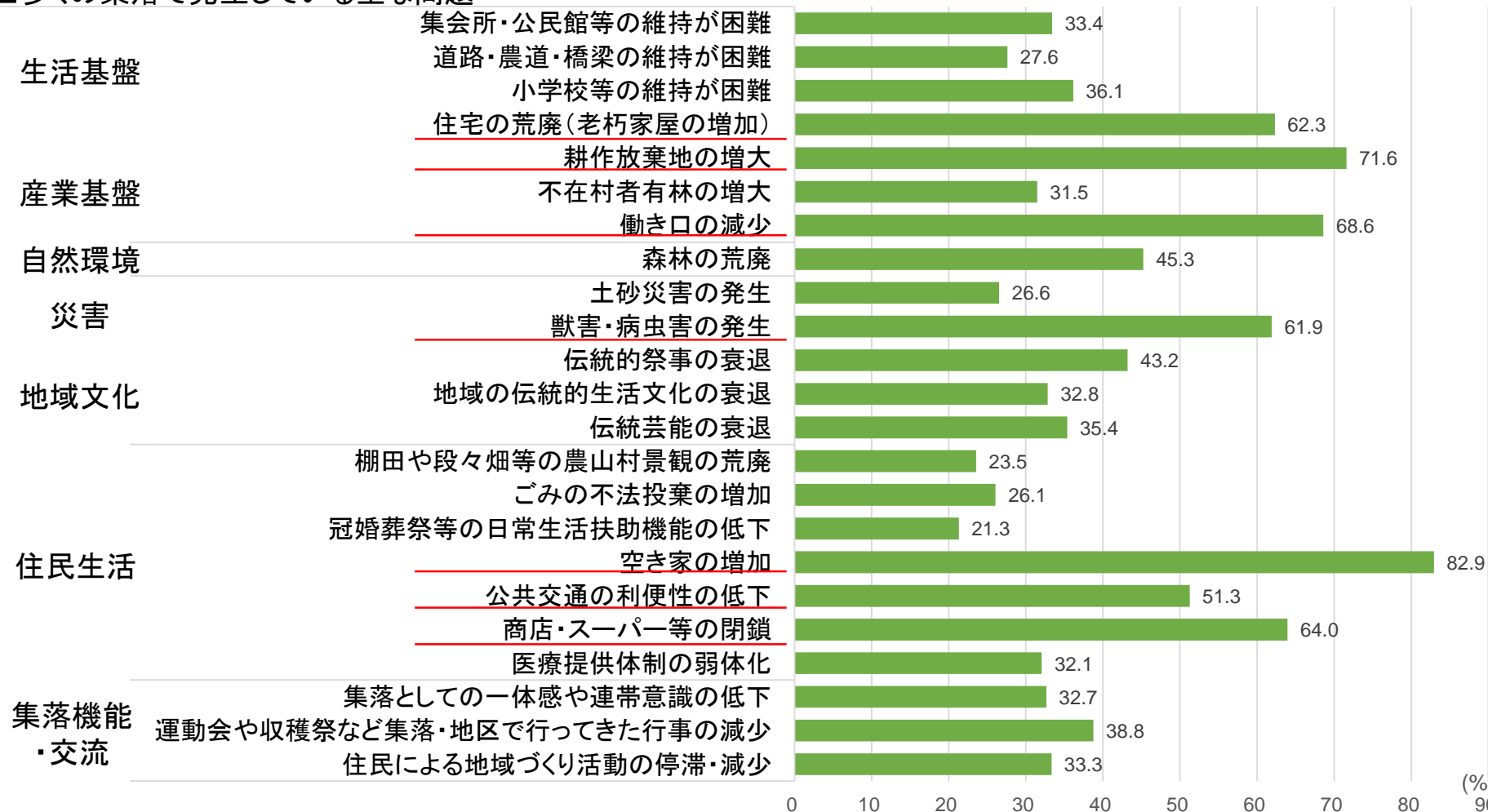
(備考) ※1: 過疎地域は平成29年4月1日時点である。
 ※2: 平成27年までの人口は国勢調査による。
 ※3: 過疎地域からは、一部過疎市町村は除く。
 ※4: 総人口の将来推計人口は「日本の将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位・死亡中位推計値による。
 ※5: 福島県の将来推計人口は、「日本の将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)では県単位でしか推計していない。よって、福島県内過疎市町村については、「日本の将来推計人口(平成20年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による市町村ごとの将来推計人口に、県全体の将来推計人口の減少率(平成25年3月推計/平成20年12月推計)を乗じて推計した。

(備考) ① 国勢調査による。 ② 過疎地域は、平成29年4月1日現在。

コミュニティ機能が低下し、様々な問題が拡大

○ 集落の小規模・高齢化が進むにつれ、集落での生活や生産活動、さらには、従来から行われてきたコミュニティの共同活動の継続が困難な状況が拡大してきている。

■ 多くの集落で発生している主な問題



出典:「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」(平成28年3月国土交通省、総務省)

http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03_hh_000095.html

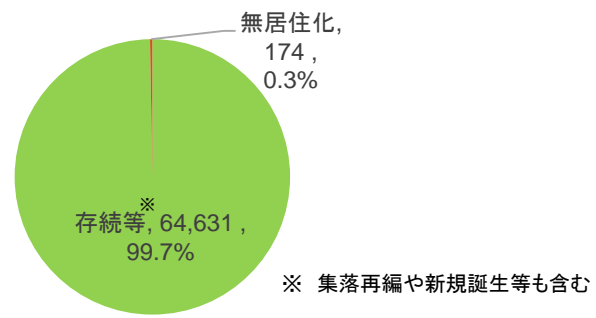
集落の人口動向

- 過疎地域等条件不利地域に存在する集落は、75,662集落で、638万世帯・1,538万人が居住(H27.4時点)
- 5年間で無居住化した集落は、全体の0.3%(174集落)
- 全体の40%の集落において5年間で転入者があり、25%の集落で子育て世帯が転入

①人口動向

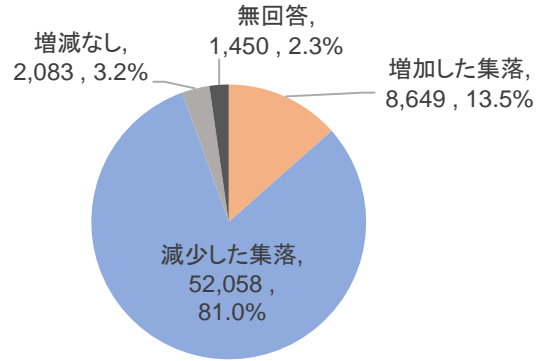
■集落の存続状況

(平成22年度調査から追跡可能な64,805集落の存続状況)

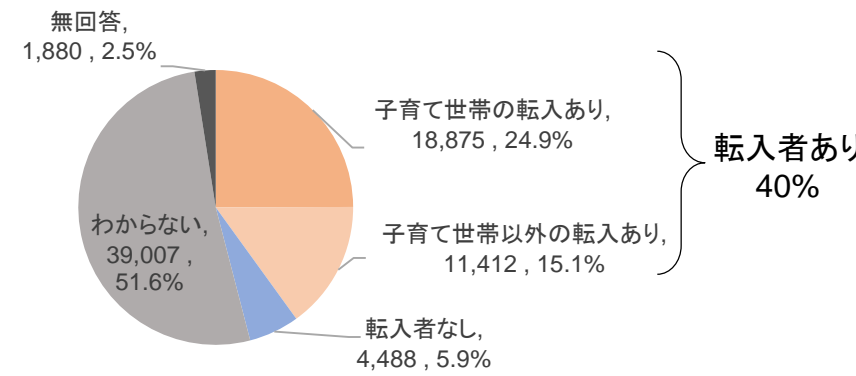


■集落の人口増減

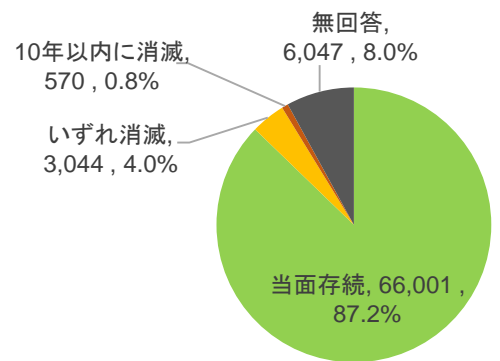
(平成22年度調査と比較可能な64,130集落の人口増減)



■集落への転入状況 (対象集落 75,662集落)



②存続・無居住化の予測 (対象集落 75,662集落)



Ⅲ. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

（４）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（イ）「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進するとともに、地域に「ひと」を呼び込むため、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の地方へ移住しようとする「田園回帰」の促進や農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携を推進する。

【主な重要業績評価指標】

■「小さな拠点」（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000か所を目指す

■住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：5,000団体を目指す

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

○人口減少・少子高齢化が進む中山間地域等において、安心して住み続けられる地域を守るため、生活サービス機能を確保する小さな拠点づくりとともに、地域住民が主体となった地域運営組織の取組を推進



日用品等の販売



ガソリンスタンドの運営



産直市場の運営



地域の足の確保
(公共交通)



買い物代行・宅配
・見守りサービス

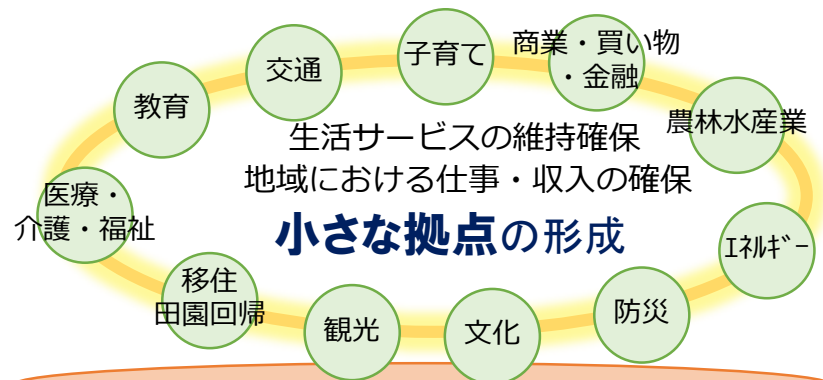


カフェ・サロンの運営

➡ 中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

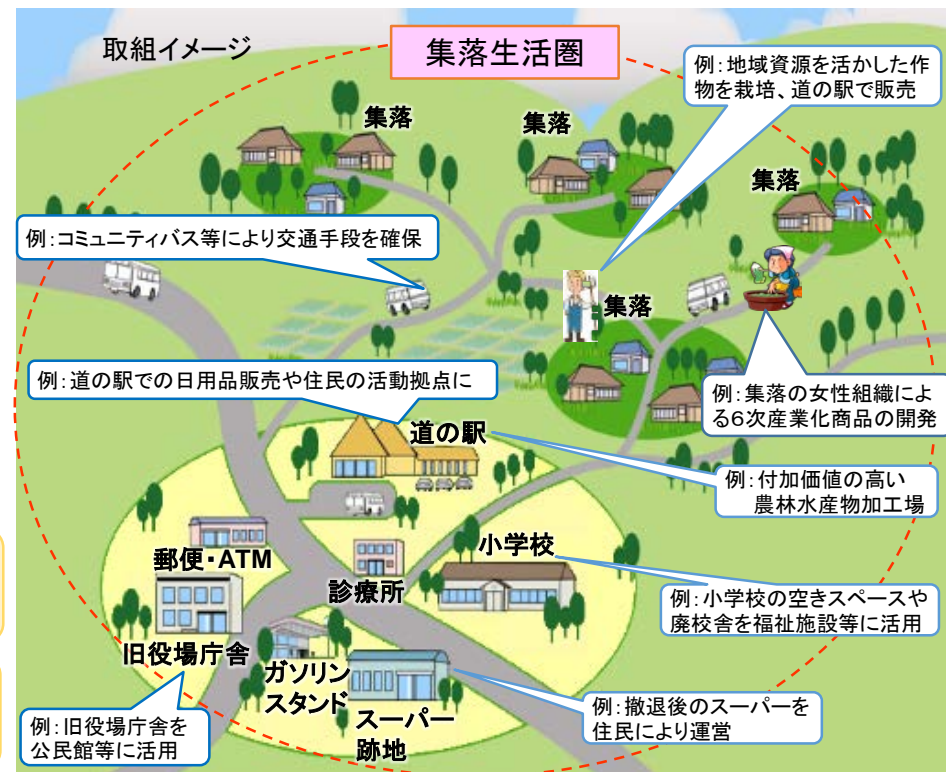
- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(**地域運営組織**)の形成が必要。
- 2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所(2018年5月:1,069箇所)、地域運営組織を全国で5,000団体(2018年10月:4,787団体)形成する。



住民主体の地域課題の解決に向けた 地域運営組織の形成

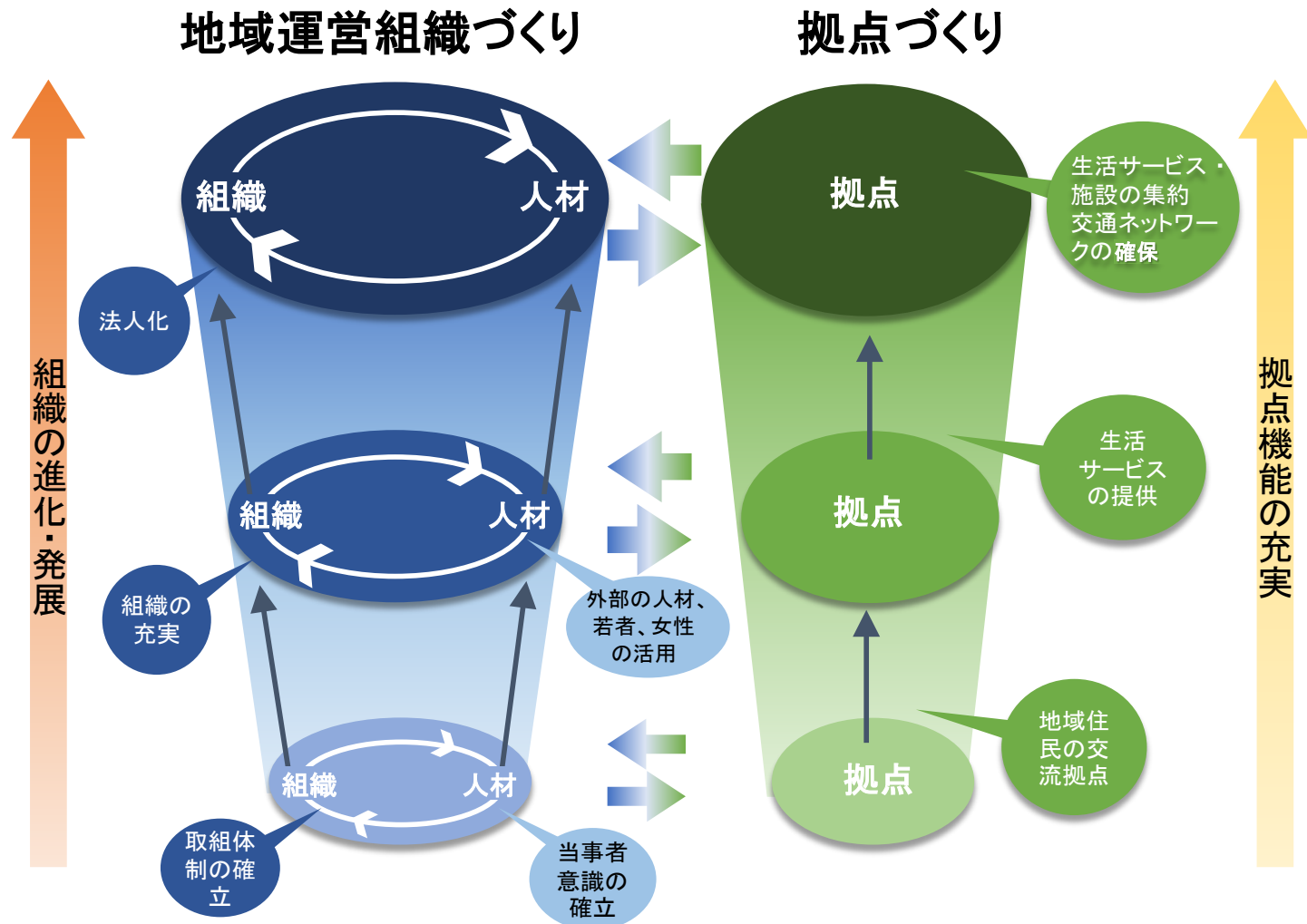
人材の育成・確保、資金の確保、事業実施ノウハウの取得、法人化の促進等

優良事例の横展開、人材・情報交流のためのプラットフォームづくり



➡ 中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

「小さな拠点」づくりを進めるにあたってのポイント



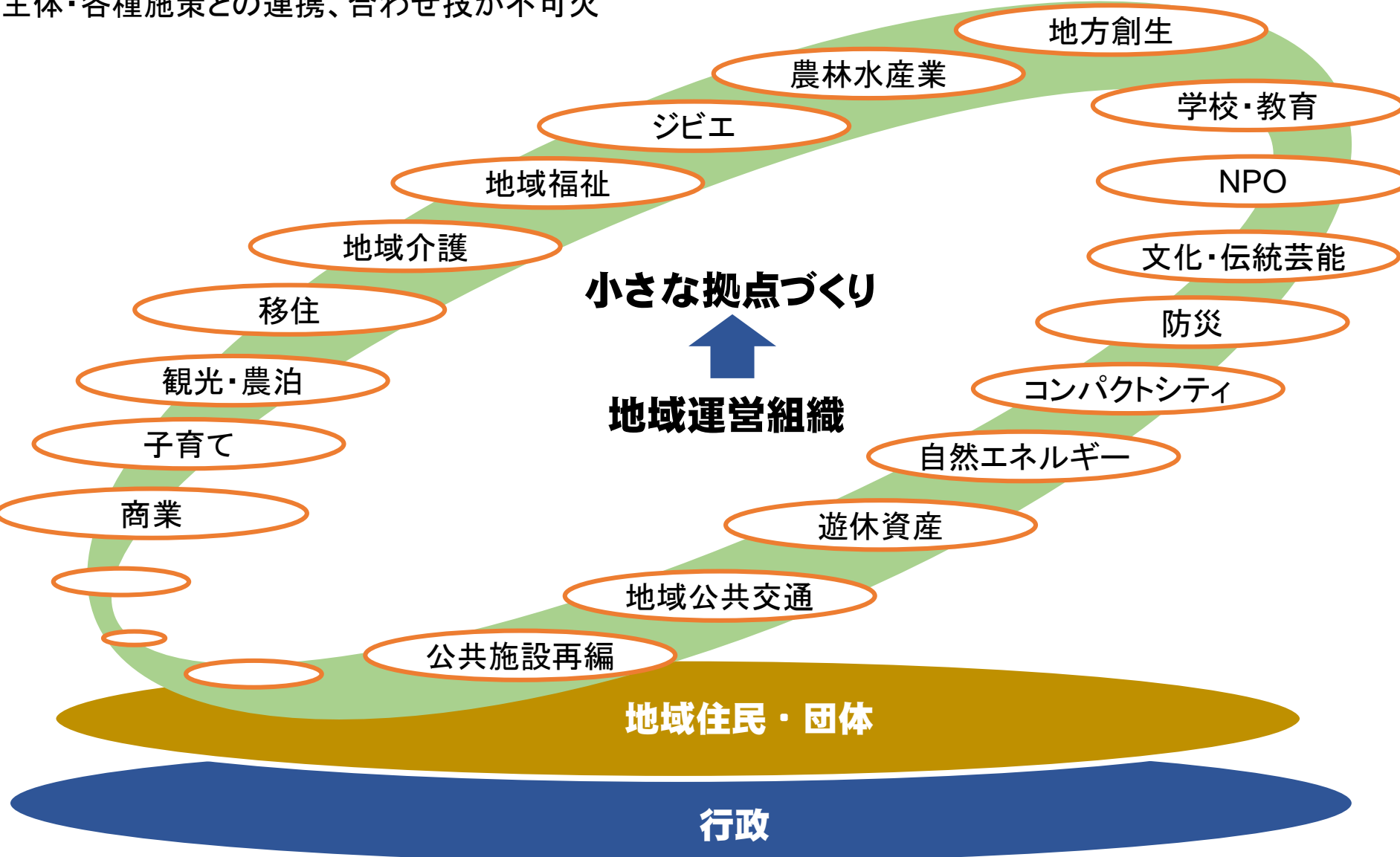
地域住民による活動のステップ



地域住民の暮らしの拠点形成

各種施策との連携

小さな拠点・地域運営組織の形成にあたっては、限られた人材・資金で、地域の課題解決のため、多様な主体・各種施策との連携、合わせ技が不可欠



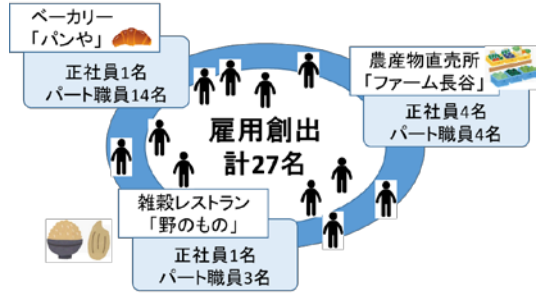
小さな拠点・地域運営組織の形成による効果例

① 雇用創出・所得向上

(地域産品を活用した小売販売や農家レストランの運営により、地域の稼ぐ力が向上)

長野県伊那市非持地区の例

- ベーカリーや農産物直売所、レストランが整備された拠点を運営
- ベーカリーで15名、農産物直売所で8名、レストランで4名の計27名の地域住民を雇用



② 生活利便性の維持・向上

(食料品店やガソリンスタンド等、日常生活に不可欠な施設を維持)

高知県四万十市大宮地区(株式会社大宮産業)の例

- 地区内の食料品店とガソリンスタンドが併設されたJA出張所が廃止となったことから、住民が出資して株式会社を設立。施設を引き継ぎ、運営
- 片道15~20km(30分~40分)離れた市街地まで移動する時間を短縮し生活利便性を維持するとともに、地区からの人口流出を抑制

ガソリンスタンド・食料品店の確保



人口流出を抑制
離農を抑制

片道15~20km短縮
片道30~40分短縮

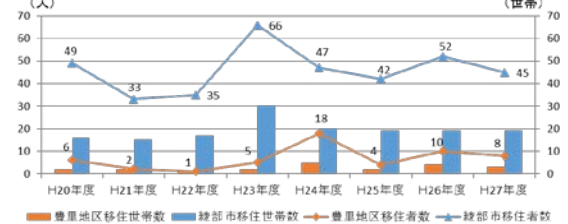
③ 移住促進

(移住者の受け入れ・あっせんを行い、移住者が増加)

京都府綾部市豊里地区(NPO法人里山ねっと・あやべ)の例

- 里山体験や農業体験を通じて地域の魅力を発信。交流人口を増やし、地域のファンを確保
- NPO法人のある豊里地区では、平成20年度から平成27年度の間に54人が移住

【綾部市全体と豊里地区への移住者数】

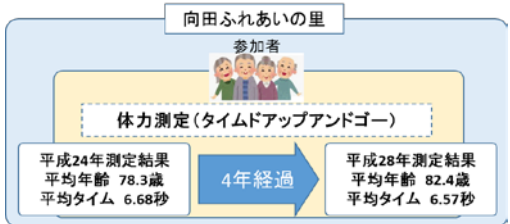


④ 高齢者の体力維持(医療費削減)

(体力測定や体操教室を実施し、高齢者の体力が維持・向上)

栃木県那須烏山市向田地区(向田ふれあいの里)の例

- 廃校となった小学校を拠点に、高齢者向けの体操教室や交流サロン、体力測定を実施
- 同一参加者10名の平成24年と平成28年の体力測定結果を比較すると、平均年齢が上昇したにもかかわらず、数値が向上

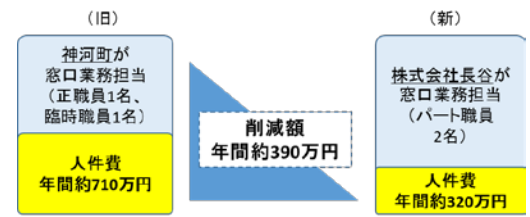


⑤ 行政コストの削減

(行政の窓口業務を受託し、支所機能の維持と行政コストの削減)

兵庫県神河町長谷地区(株式会社長谷)の例

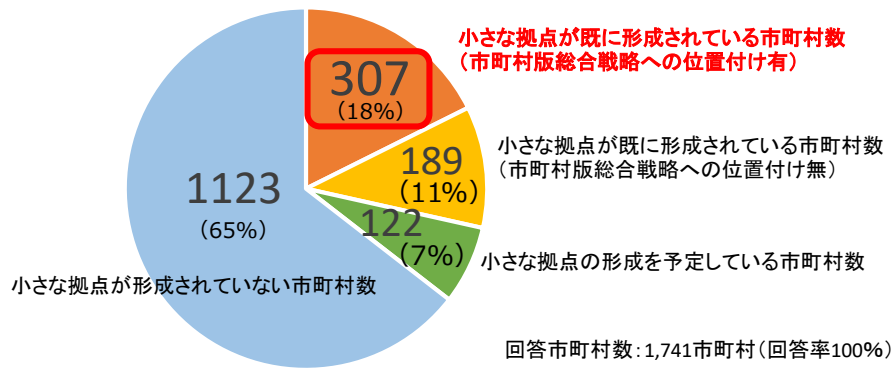
- JAの売店、ガソリンスタンドの撤退を機に、長谷地区の全世帯が出資して株式会社を設立。JAから施設を引き継ぎ、食料品店やガソリンスタンドを運営
- 神河町から住民票発行等の窓口業務を受託し、年間390万円程度の行政コスト削減に寄与



小さな拠点づくりに関する実態

- 回答のあった市町村のうち、約28%にあたる496市町村において小さな拠点が形成
- そのうち、市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村は307市町村(約18%)あり、**全国で1,069箇所**(平成29年5月末時点:908箇所)の小さな拠点が形成
- 1,069箇所のうち、84%の箇所で地域運営組織が形成され、地域の課題解決に取り組む

小さな拠点の現況



小さな拠点における地域運営組織の現況

(市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,069箇所について集計)

地域運営組織の有無

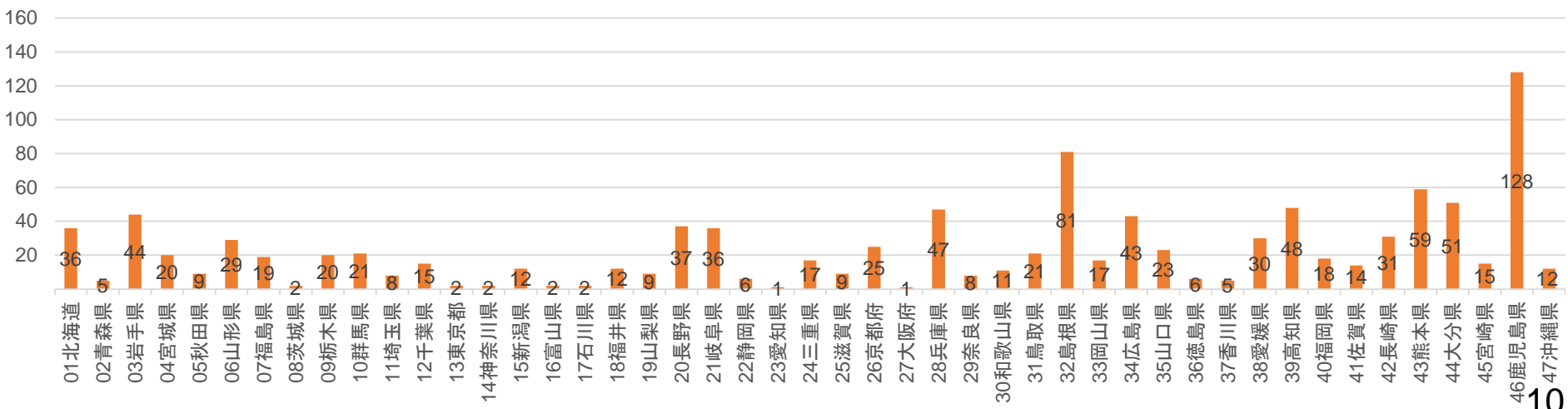


小さな拠点1,069箇所に関する各種データ

- 小さな拠点1箇所あたりの集落生活圏人口^{※1}は約2,700人
 - 集落生活圏に存在する集落は全国で合計16,580集落。小さな拠点1箇所あたり約16集落
 - 日本の全人口^{※2}の約2.3%が、集落生活圏で暮らしている
- ※1 小さな拠点を利用して生活している人の数
 ※2 平成27年国勢調査を参照

都道府県別の小さな拠点の形成状況

(市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,069箇所の内訳)

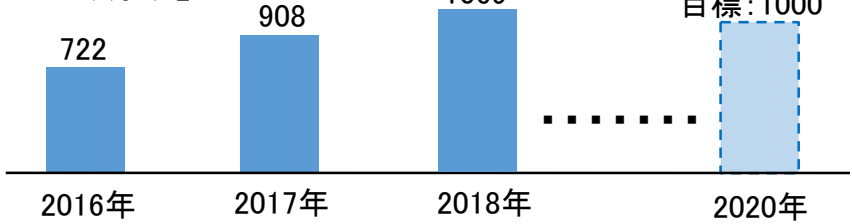


出典: 内閣府「平成30年度小さな拠点の形成に関する実態調査」(平成30年9月) http://www.cao.go.jp/regional_management/about/chousa/h30/index.html

全国における小さな拠点・地域運営組織の形成状況

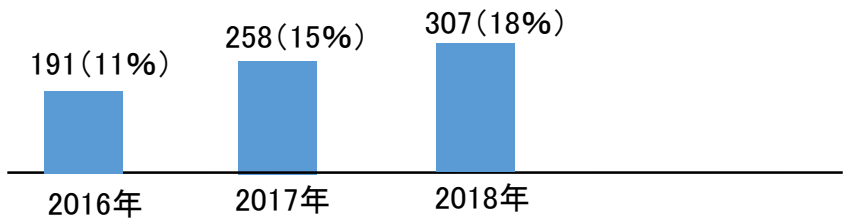
小さな拠点

【形成数】



【形成されている市町村数】

カッコ内は全市町村数に占める割合



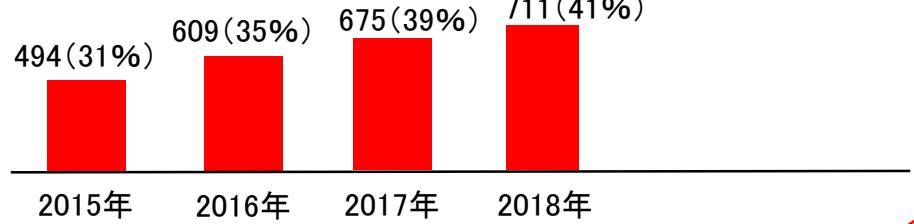
地域運営組織

【形成数】



【形成されている市町村数】

カッコ内は全市町村数に占める割合

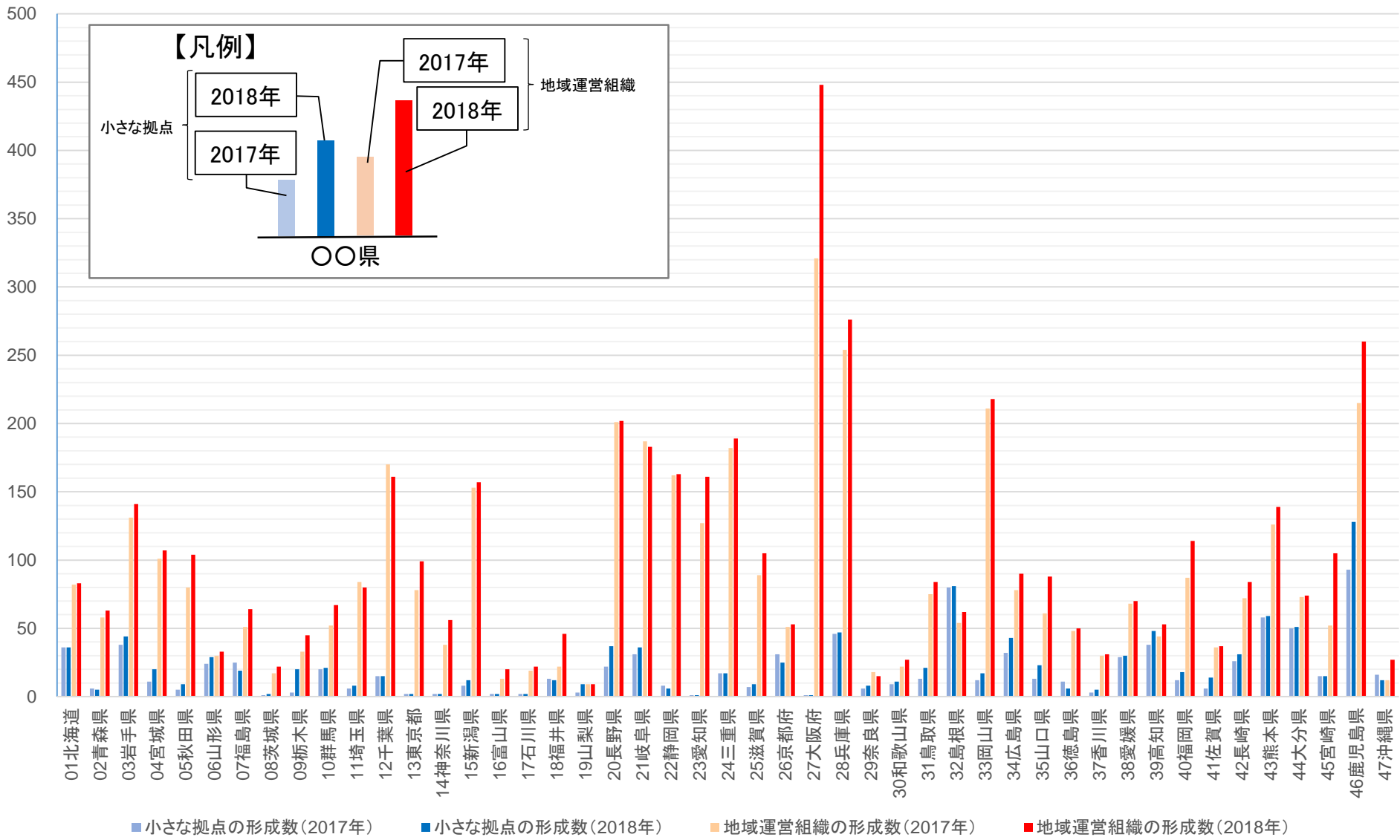


		過疎関係市町村※(817)	非過疎市町村(924)	合計(1,741)
小さな拠点	市町村数	219 (過疎関係市町村の27%)	88 (非過疎市町村の10%)	307 (全市町村の18%)
	形成数	845	224	1,069
地域運営組織	市町村数	352 (過疎関係市町村の43%)	359 (非過疎市町村の38%)	711 (全市町村の40%)
	形成数	2,289	2,498	4,787

※過疎関係市町村…過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項(全域過疎)、第33条第2項(一部過疎)、第33条第1項(みなし過疎)で規定された市町村(平成29年4月時点)

出典: 平成30年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(平成30年9月 内閣府地方創生推進事務局)、平成29年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(平成29年8月 内閣府地方創生推進事務局)、平成28年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(平成28年12月 内閣府地方創生推進事務局)、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(平成31年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(平成30年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(平成29年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)、暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書(平成28年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)、過疎地域市町村等一覧(平成29年4月1現在)(総務省HP)を基に内閣官房作成

都道府県別 小さな拠点・地域運営組織の形成数

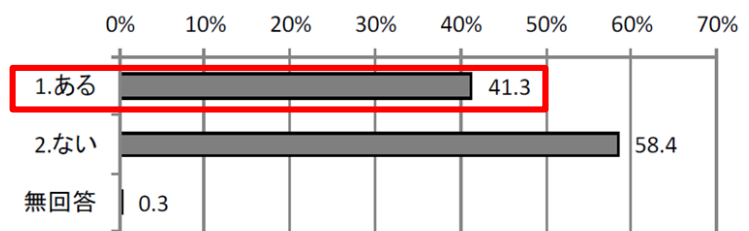


出典：平成30年度 小さな拠点の形成に関する実態調査（平成30年9月 内閣府地方創生推進事務局）、平成29年度 小さな拠点の形成に関する実態調査（平成29年8月 内閣府地方創生推進事務局）、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書（平成31年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室）、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書（平成30年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室）を基に内閣官房作成

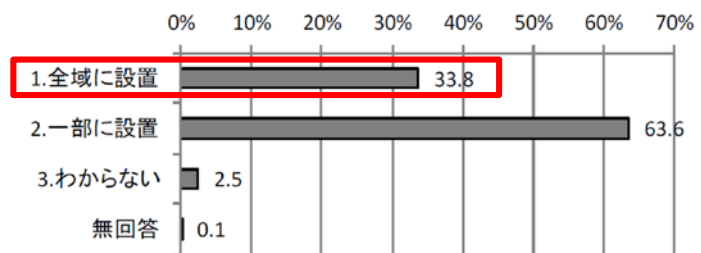
地域運営組織に関する実態

- 総務省の調査によると、有効回答1,722市町村中の711市町村(41.3%)で地域運営組織が組織されている。組織数は全国で4,787団体
- 地域運営組織が組織されている711市町村のうち、市町村の全域に設置されている市町村は**33.8%**
- 地域運営組織の活動範囲については、小学校区が**32.5%**と最も多い

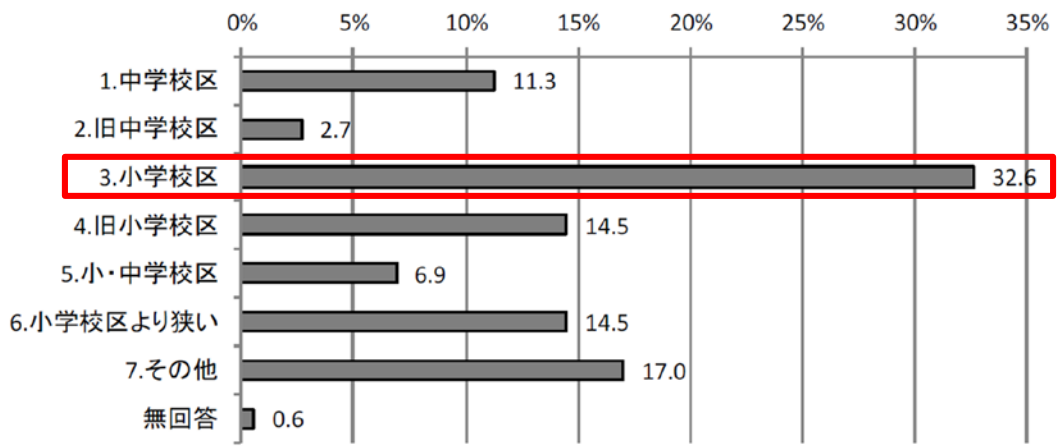
■ 地域運営組織の有無 (有効回答: 1,722市町村)



■ 地域運営組織の設置状況 (地域運営組織のある市町村数: 711市町村)



■ 地域運営組織の活動範囲と学区の関係性 (地域運営組織数: 4,787団体)

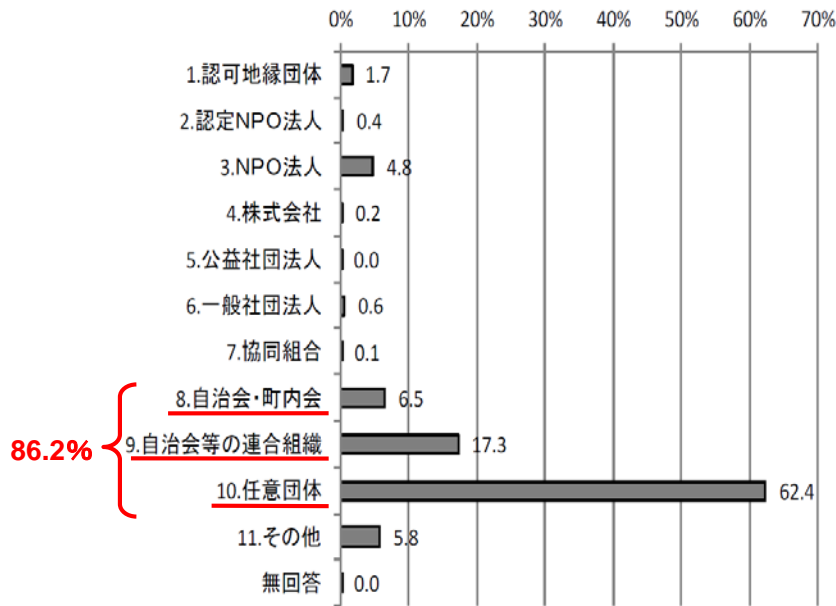


出典:「平成30年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」(平成31年3月総務省)
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kanrentoukei.html

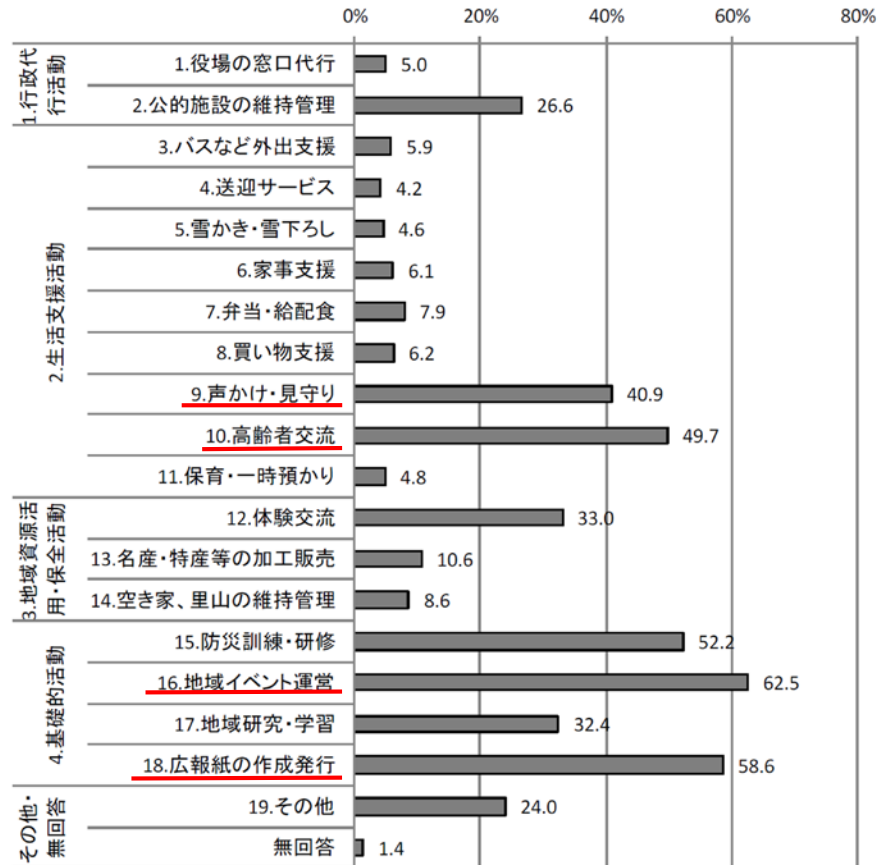
地域運営組織に関する実態

○地域運営組織の組織形態については、自治会・町内会を含め**任意団体**が**86.2%**
 ○活動内容については、生活支援活動としては、「**高齢者交流**」(49.7%)が最も多く、次いで「**声かけ・見守り**」(40.9%)となっている。
 ※そのほかの取組としては、「**地域イベント運営**」(62.5%)、「**広報誌の作成発行**」(58.6%)といった活動が多い。

■地域運営組織の組織形態 (地域運営組織数:4,787団体)



■実施している活動内容 (地域運営組織数:4,787団体)

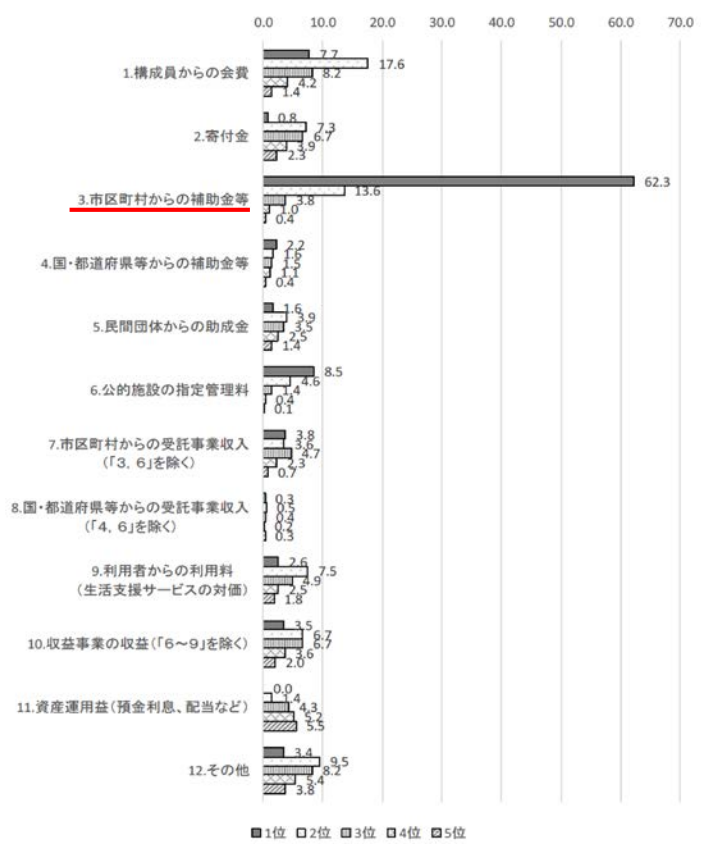


出典:「平成30年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」(平成31年3月総務省)
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kanrentoukei.html

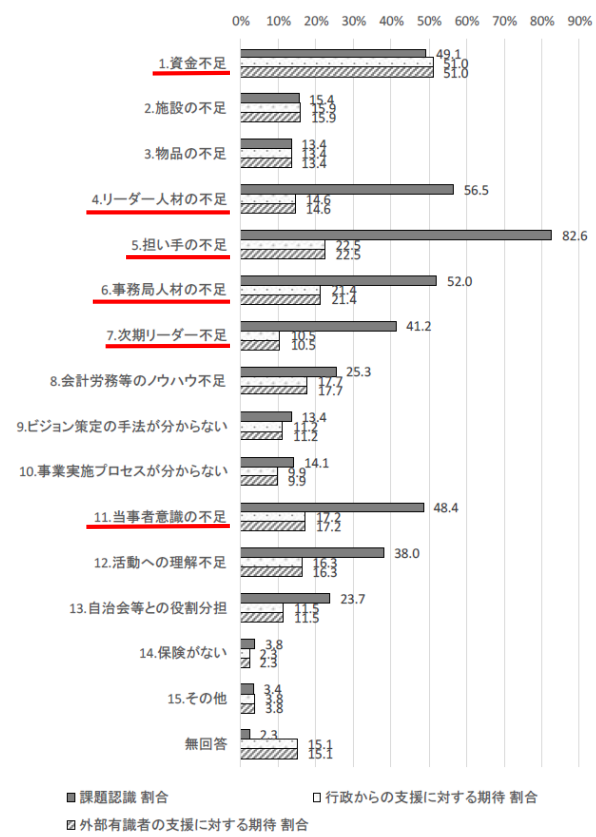
地域運営組織に関する実態

○主要な収入源は、「市区町村からの補助金等」が最も多い
 ○継続的に活動していく上での課題として、「担い手との不足」が**82.6%**となり、その他も人材の不足に関する課題や、当事者意識の不足、資金不足が多い

■ 地域運営組織の主要収入源 (地域運営組織数: 4,787団体)



■ 継続的に活動していく上での課題 (地域運営組織数: 4,787団体) (複数回答)



出典: 「平成30年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」(平成31年3月総務省)
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kanrentoukei.html

行政の支援例

【ポイント】

- ・ 地域運営組織の立ち上げ・運営にあたっては、行政（市町村）の支援が必要不可欠
- ・ 地域づくりのパートナーとして地域課題の解決にむけ協働して取り組むことが有効

体制の確立

- ・ 支所も含め市町村役場内に地域支援の体制・組織を設置
- ・ 各地域担当職員の配置による地域との総合的な対応の実施
- ・ 地域でのワークショップ開催への市町村の積極的な関与・支援



- ✓ 地域運営組織を地域づくりのパートナーとして、全庁的に支援
- ✓ 地域運営組織の立ち上げや持続的な運営をサポート

活動拠点・資金の確保

- ・ 公民館等の地域の交流拠点施設の指定管理委託
- ・ 各種協議会等への個別委託事業（交通安全、青少年育成、保険指導、環境美化等）を一括化
- ・ 従来の個別補助金を統合し、活動運営資金のための補助金・交付金により支援



- ✓ 指定管理等により活動拠点を確保
- ✓ 事務局員の人件費も含め、行政からの支援（指定管理料や交付金等）により、資金を確保
- ✓ 事業を一括して行うことにより、地域のことがなんでも把握できるように

人材育成・確保

- ・ 都道府県による市町村職員や住民への研修 ・ 市町村による地域づくりを行う団体への研修
- ・ 地域おこし協力隊や集落支援員の活用 ・ 地域運営組織同士の学び合いの場の開催

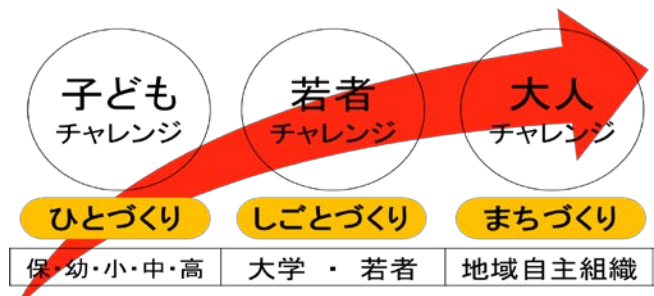
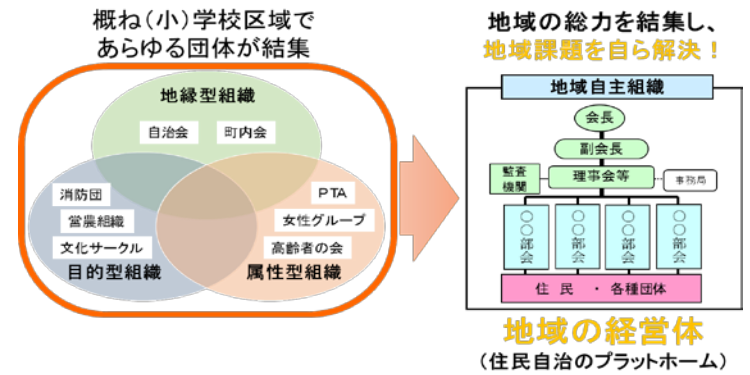


- ✓ 地域リーダーのみならず、組織の事務局職員の確保・育成をサポート

島根県雲南市

- 平成16年11月に6町村が合併し、雲南市が誕生。合併を契機として、協働のまちづくりが本格化。平成16年の新市建設計画において、集落機能を補完する新たな自治組織として地域自主組織を位置づけ。概ね小学校区ごとの各地域で住民発意による地域自主組織が順次発足し、雲南市内全域で活動。
- 地域自主組織の取組を「大人チャレンジ」、後継者となる若者の取組を「若者チャレンジ」、若者の後継者づくりを「子どもチャレンジ」とし、チャレンジの連鎖でひとが育ち、仕事が生まれ、持続可能なまちづくりに取り組むことで、郷土への誇り・愛着を醸成。

- 市は地域自主組織を対等なパートナーとして位置づけ、積極的に支援
- 地域住民で地域課題に取り組むための一括交付金による財政支援
- 地域づくり担当者を配置し、人的支援を実施
- 地域と市が「直接的・横断的」に「分野別」で協議を行う地域円卓会議の開催や地域同士の取組発表会を開催し、情報交換の場を創出



地域の盛り上げのための祭りなどのイベント型から
住民自らが考え行動する地域課題解決型へ

高知県

- 産業振興計画の「一次産業を中心とした産業成長戦略」を第一層、「地域資源を生かした地域アクションプラン」を第二層とし、こうした取組が届きにくい小規模な集落などを対象とした「集落活動センターを核とした集落の維持・再生の仕組みづくり」を第三層とした、三層構造での政策群で、中山間地域の持続的な発展を目指す。
- 集落活動センターや住民活動のさらなる掘り起こしに向けた財政支援、アドバイザーの派遣や地域支援企画員の配置による人材支援、集落活動センターの取組の普及に向けた情報支援を実施。

県対策本部等の体制整備

- 高知県中山間総合対策本部(本部長:知事)を立ち上げ、全県的に中山間対策に取り組む体制を構築。県の重要施策である中山間対策に取り組む体制を明確にするため、平成29年4月に「中山間振興・交通部」を設置

集落活動センター支援チームによる支援

- 地域支援企画員や市町村が連携した市町村別支援チームを編成し、全県を挙げて、集落活動センターの円滑な立ち上げや活動の充実・強化などの支援を展開



県全体の活性化に向け、産業振興と連動した中山間地域振興を全県で実施

小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた地域支援

中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持 住民の「生活の質」の維持・向上

2020年までに全国で、

- ・小さな拠点を1,000箇所(2018年度 1,069箇所)
- ・地域運営組織を5,000団体(2018年度 4,787団体) の形成を目指す

情報支援 ~取組効果の見える化、優良事例の横展開~

- ・「小さな拠点」づくりの手引きの発行
- ・地域運営組織の法人化促進ガイドブックの発行
- ・小さな拠点情報サイトの開設・運営
- ・地方創生事例集(小さな拠点・地域運営組織版)の作成
など

人材支援 ~担い手となる人材の育成を図る~

- ・全国フォーラム、ブロック別研修会の開催
- ・都道府県と連携した全国各地での説明会(全国キャラバン)の開催
- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成
など

財政支援 ~各省予算や地方財政措置、税制措置により総合的に支援~

各省予算や地方財政措置、税制措置等により総合的に支援

【主な予算措置】(H31年度予算)

- ・[内閣府]地方創生推進交付金(1000億円)
- ・[総務省]過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(4億円)
- ・[国交省]「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(1.15億円)
- ・[農水省]農山漁村振興交付金(98.1億円)

【地方財政措置】

- ・地域運営組織の起業支援等に係る費用を特別交付税の対象に追加

【税制】

- ・平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設

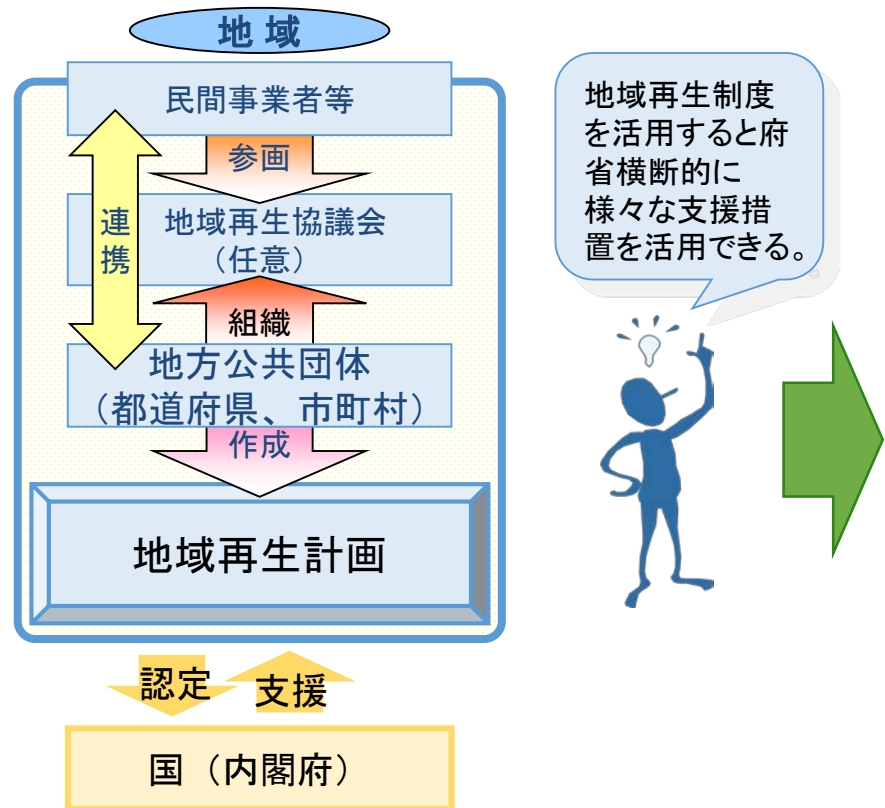
③財政支援 地域再生制度を活用した「小さな拠点」の形成

地方公共団体により地域再生制度を活用することにより、小さな拠点や地域運営組織の形成に向けた様々な支援が可能に

○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

○ 地域再生計画



小さな拠点の形成に向けた主な支援制度

①国から地方公共団体への交付金による支援

地方創生推進交付金を活用し、小さな拠点の形成や地域運営組織の形成に向けたソフト事業について支援が可能に

②土地利用計画による農地転用・農振除外や開発許可等の特例

集落に必要な生活サービス施設等を誘導する小さな拠点の形成と周辺農地の保全・利用を図る地域再生土地利用計画の作成（都道府県知事同意）により、農地法や農振法、都市計画法の特例が活用可能に

③ふるさと会社への投資を応援する税制

地域の雇用創出や生活サービスの提供などの小さな拠点事業を行う株式会社に対して、個人が出資した場合に、出資額分を寄付金控除（小さな拠点税制）

※①～③は地域再生計画の作成・認定が必要

地方創生推進交付金の活用

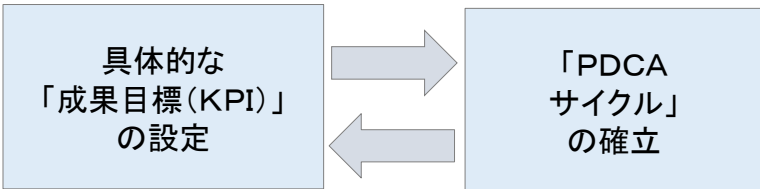
地方創生推進交付金

31年度予算額 1,000億円 (30年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

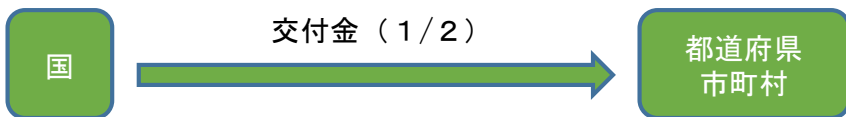
○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます)

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ① 先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) しごと創生(地域経済牽引事業等)、観光振興(DMO等)、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ② わくわく地方生活実現政策パッケージ(移住・起業・就業支援)
 - ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
 - 例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画(概ね5年程度)を作成し、内閣総理大臣が認定します。

31年度からの主な運用改善

① 交付上限額(事業費ベース)及び新規事業の申請上限件数の見直し

	交付上限額	申請上限件数
都道府県	先駆 6.0億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	原則9事業以内【現行:7事業】 (うち広域連携:3事業)【現行:2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 ※中枢中核都市 先駆 5.0億円【新設】 横展開1.7億円【新設】	原則5事業以内【現行:4事業】 (うち広域連携:1事業)【現行どおり】 ※中枢中核都市 原則7事業以内【新設】 (うち広域連携:2事業)【新設】

② 企業版ふるさと納税の併用

・地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。

地域再生計画による小さな拠点の形成に向けた土地利用計画等

地域再生計画に小さな拠点の形成を位置付け、地域再生土地利用計画を作成することにより、農地転用・農転除外や開発許可の特例等が可能に

「小さな拠点」のイメージ



地域再生計画（地方公共団体作成、内閣総理大臣認定）において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成

I 複数の集落を含む生活圏（集落生活圏）の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定
 - ・生活サービス施設（診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等）
 - ・就業機会を創出する施設（地場産品の加工・販売所、観光案内所等）
- 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導
- 農地転用許可・開発許可の特例

II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定
- 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告

III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け
- 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置（所得税）

中山間地域におけるふるさと会社を応援！〔小さな拠点版エンジェル税制〕

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置

**2020年
3月まで!**

- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏（都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農振農用地を含むエリア）
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

地域のしごとづくり

- ✓ 名産品の開発
- ✓ 農産加工品の販売
- ✓ 道の駅や観光施設の運営
- ✓ 農作業支援 など

地域住民の生活サービス

- ✓ 商店・ガソリンスタンドの運営
- ✓ 公共公益施設の管理運営
- ✓ 買い物支援・弁当の宅配
- ✓ 高齢者見守り支援・訪問看護 など



- ▶ 地方公共団体の計画（地域再生計画）の下、株式会社が事業を実施※1
- ▶ 事業資金確保のため、株式会社が出資を受けた（株式を発行した）際に、出資者（個人）に対して税制上の優遇措置※2

出資額に応じて
所得税が減額

※1:地域再生計画は内閣総理大臣の認定を受けている必要があります。
 ※2:一定の要件を満たした企業の新規発行株式を個人が払込みにより取得した場合が対象です。
 （発行済み株式を他の株主から買ったり、譲り受けたりした場合は対象となりません。）



〔所得税の優遇措置〕

〔対象企業への出資額 - 2000円〕を、その年の総所得金額から控除

※控除対象となる出資額の上限は、総所得×4.0%と1000万円のいずれか低い方

確定申告においては、所得控除の寄附金控除のうち「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」の措置となります。

例えば…

※収入額の半分が課税所得、出資額-2,000円を所得控除と仮定

- ◆収入300万円の個人が**5万円**出資
⇒ 所得税：**約 2,400 円の減額**
（(5万円 - 2000円) × 所得税率 5% = 2,400円）
- ◆収入1000万円の個人が**30万円**出資
⇒ 所得税：**約 6 万円の減額**
（(30万円 - 2000円) × 所得税率 20% = 59,600円）

小さな拠点税制の活用ポイント

①対象地域

中山間地域等の集落生活圏(都市計画法の市街化区域・用途地域以外であって農振農用地を含むエリア)

- いわゆる中山間地域や農山村地域、田園地域など、都市部や市街地でなければ、ほとんどの地域が対象となります。

②対象事業(小さな拠点形成事業)

対象地域を対象とした①雇用を創出する事業、②生活サービスを提供する事業

- ①は必須事業、②は任意事業。①は対象地域の住民の雇用の創出、②は対象地域の住民に対する生活サービスの提供が必要になります。
- 例えば、①雇用を創出する事業：地元住民を雇用する道の駅の運営や農産物加工場、サテライトオフィス
②生活サービスを提供する事業：スーパーやガソリンスタンドなどの小売業、訪問看護などの高齢者サービス など

③対象会社

中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、外部からの出資が1/6以上、常時雇用2人以上等

- 設立10年未満で、小さな拠点形成事業を専門に行う会社であれば、ほとんどの場合対象となります。
- **平成30年度からは、会社設立時の出資も対象となります**(従前は、増資のみ対象)。
- 株主(出資者)として、市町村や法人が入っていても、外部からの出資の合計が1/6以上であれば問題ありません。ですので、市町村が出資する会社でも、全くの純粹民間企業でも対象になります。

例えば、地域で行う小売店やレストランを、役場、地元企業、住民が出資し合って会社を設立する際、住民や地域内外の個人出資を広く募るため、本税制を活用することも想定されます。

④手続き

地域再生計画に事業内容や事業主体等を位置付け、出資時に会社要件や個人からの払込みを地方公共団体が確認(H30年度から、手続きが簡略・合理化)

小さな拠点税制の活用事例（長野県豊丘村）

- 道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、地域住民が安心して暮らすために必要な生活サービス機能を集約・確保するとともに、「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成し、交通弱者への支援に一体的に取り組む。
- 「小さな拠点」の運営については、村や住民が出資する株式会社が行い、施設の管理運営、地域特産物の販売、地域資源を活用した商品開発、イベントや各種体験講座等の企画運営などを行う。



地方創生拠点整備交付金の活用

(H28補正・交付決定額 89,150千円)

道の駅を核として、コミュニティスペースや生活基盤を整えるための商業施設、農家レストラン、農産物直売所、農産物加工所、行政情報コーナー等を集約した「小さな拠点」を整備。

小さな拠点税制の活用（H29年度）

- 村の支援を受けて、地域住民が主体となり道の駅の運営会社である株式会社を設立(平成29年12月)。
- その後、道の駅を運営する株式会社への投資を後押しするため、「小さな拠点」に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用。
- 平成30年3月に600万円の増資を行い、その際に出資をした村民等(205人)に、税制上の優遇措置(寄付金控除)を適用。

期待される効果

- 新たな雇用の創出（約50人を雇用）とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上
- 村内唯一のスーパーの運営とともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上
- 緑地広場やコミュニティスペースを充実させ、各種イベントの開催により、住民の交流の場を創出

地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き

住み慣れた地域で暮らし続けるために

～ 地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き ～



内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進室

1 目的

「小さな拠点」に関し、その内容や進め方について、行政担当者や集落のリーダー・地域住民、支援団体等に理解していただき、「小さな拠点」の立上げや進める際の参考やヒントにしてもらう。

2 構成

1. はじめに
2. 小さな拠点づくりのポイント
 - ・ 地域住民による活動ステップ
 - ・ 地域住民の暮らしの拠点形成
3. 小さな拠点づくりの具体事例
4. 小さな拠点づくりのQ&A
5. 小さな拠点づくり関連施策の相談窓口

内閣官房・内閣府総合サイト「みんなで育てる地域のチカラ 地方創生」→地域再生→小さな拠点関連→小さな拠点の形成
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/index.html>

有識者会議の最終報告を受け、地域運営組織の設立・運営において市町村及び取組地域が現場で活躍できるよう、法人制度や組織運営のノウハウ等に係る現行法制度の整理や優良事例の情報などを収集・整理した「地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～」を作成。

※小さな拠点情報サイト (http://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html#houjinguide) にて公開

主なコンテンツ

① よくあるつまずきポイント

- 地域運営組織を設立しようとしている地域住民や地方公共団体の職員が、設立の過程において直面しがちな「つまずきポイント」を整理し、その解決方法を事例とともに紹介。

(例)

- 地域運営組織を設ける範囲はどうでしょうか？
- 議論の場への参加状況が芳しくない（若い人や女性が参加してくれない）
- 誰にリーダーになってもらおうか？
- 誰に支援を求めたらよいのか？ 等

③ 自治体による支援の例

- 都道府県や市町村が、補助金の交付によって、地域運営組織の設立や法人格の取得を支援している例を紹介。

② 法人化の検討の進め方

- 法人格を取得するメリットや、法人化の検討プロセスについて解説。各法人格の特徴や、法人格を取得して地域課題の解決に取り組んでいる地域運営組織の事例を紹介。

- 認可地縁団体
- NPO法人
- 認定NPO法人（条例指定制度含む）
- 一般社団法人
- 株式会社
- 合同会社



概要版リーフレットも作成

④ 各種手続きの整理

- 各法人格の手続例を紹介。また、法人化に伴い発生する会計、税務、労務、雇用等に関する運営上の諸手続を整理。

さらに、事例の追加や深堀り等により、より充実したガイドブックとなるよう、内容を改訂

小さな拠点情報サイトについて（平成29年5月開設）



概要

- **小さな拠点・地域運営組織形成のための各種支援制度の閲覧機能**
- **小さな拠点・地域運営組織の取組に関連する優良事例の閲覧機能**
- **地域運営組織の法人化に関する情報の閲覧機能**
- **FAQや関連サイトへのリンク集など関連情報の閲覧機能**

上記機能をもったサイトを内閣府ホームページ内に構築し、小さな拠点・地域運営組織の形成に関する情報を広く発信。
 中山間地域等における持続可能な地域づくりの中心となる地域住民やそれらを支援する地方公共団体が実際に地域で活動する際に参考となる情報を掲載。

コンテンツ

1. **小さな拠点・地域運営組織の形成について**
 小さな拠点や地域運営組織を形成するためのポイントを紹介
2. **国の取組**
 全国キャラバンや地方創生推進交付金といった内閣府の取組を中心に、関係省庁の支援について紹介
3. **地域運営組織の法人化**
 地域運営組織を法人化するにあたってのポイントを紹介
4. **事例集・手引集**
 全国各地の小さな拠点・地域運営組織の事例や、関係省庁が公表している手引集を紹介
5. **FAQ、リンク**
 小さな拠点・地域運営組織に関するFAQ、関係省庁のリンク集

URL http://www.cao.go.jp/regional_management/

小さな拠点

検索

サイトに関するお問い合わせや、掲載コンテンツに関するご要望は、
内閣府地方創生推進事務局まで

地方創生カレッジによる小さな拠点人材の育成

- 地方創生カレッジにおいて、小さな拠点・地域運営組織に関する7講座を提供し、各地域で小さな拠点・地域運営組織の形成に取り組む人材の育成を図る。

小さな拠点・地域運営組織に関する提供講座（一例）

（いずれも専門編・地域コミュニティリーダー分野）

- ✓ **「小さな拠点とコミュニティ」** 講師：藤山 浩氏（島根県中山間地域研究センター研究統括監）
「小さな拠点」について、その必要性と現状、コミュニティ全体のあり方を考える中で具体的な形成・運営手法、今後の進化について学習。
- ✓ **「地域コミュニティの再生・構築」** 講師：玉村 雅敏氏（慶應義塾大学総合政策学部教授）
動画によるケーススタディを活用しながら、「地域コミュニティの再生・構築」にあたって重視すべき発想や、必要となる知見等について学習。
- ✓ **「『やねだん』の行政に頼らないむらづくり」** 講師：椎川 忍氏（一般財団法人地域活性化センター理事長）、豊重 哲郎氏（柳谷自治公民館館長）
経済循環の創造や自主財源の確保による自主的・主体的な地域づくり、後継者となる人材や全国的なネットワークの構築ができる人材の育成について学習

地方創生カレッジの概要

受講資格なし

無料*

地方公共団体の職員、民間企業の社員、学生等、地方創生に関心のある人であれば、誰でも受講可

※ 入学金は無料。受講料は現時点では無料

（方向性）

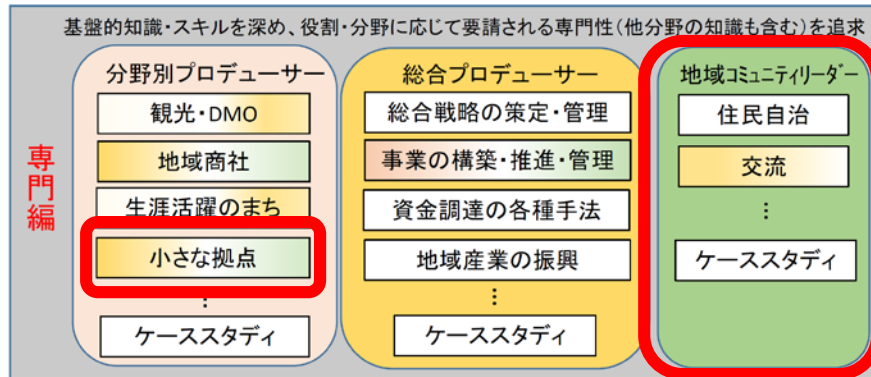
- ① 国が主導し、広く養成機関等の参加を得て、地方創生人材育成に向けた連携の場（プラットフォーム）を形成
- ② 地方創生カレッジを創設し、地方創生に真に必要な実践的なカリキュラムを整備するとともに、eラーニングにより幅広く提供

（基本的な考え）

- 地方創生の深化に向けて、立場や機能に応じた実践的な内容を提供
- 受講者の担うべき役割・経験、直面したフェーズなどに応じた選択受講が可能
- eラーニングを中心に対面・実地での講義・交流機会の提供や各教育機関との連携にも対応

URL <https://chihousei-college.jp/>

【eラーニング分野】

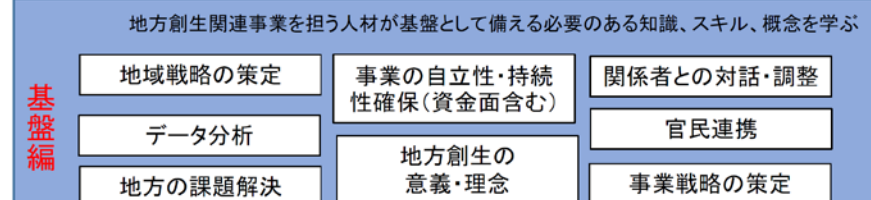


【対面・実地】

スクーリング/
ワークショップ

育成人材と地域の
交流・マッチン
グを図る

活動内容の情報
交換を図る



基盤編、専門編、対面・実地を組み合わせることで、コースを設定

など

「小さな拠点」づくり ブロック別研修会

平成30年度は、全国6ブロックで、中間支援者等を講師に招き研修会を開催
開催地：旭川市（北海道）、盛岡市（東北・関東）、富山市（北陸・中部）
高知市（中国・四国）、神戸市（近畿）、鹿児島市（九州・沖縄）



「小さな拠点」づくり 全国フォーラム

平成31年1月29日、AP浜松町において全国フォーラム「地方創生・小さな拠点学校」を開催。

フォーラムでは、約230名の方が来場し、「小さな拠点」形成に向けた先進的な取組の紹介や「小さな拠点」形成のポイントや課題などに関して議論。



【主催】内閣府まち・ひと・しごと創生本部事務局 / 内閣府地方創生推進事務局
 【共催】総務省 / 農林水産省 / 国土交通省 【後援】全国市長会 / 全国町村会

平成30年度「小さな拠点」づくり 全国フォーラム 地方創生・小さな拠点学校

人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった「地域運営組織」や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク構築等による「小さな拠点」の形成が全国各地で進められています。

このたび、「小さな拠点」及び「地域運営組織」の取組のさらなる深化に向けて、全国の関係者(自治体職員、中間支援組織、地域住民・リーダー等)の理解促進、情報交流、学び合いを目的に、昨年度と同様に全国フォーラム『平成30年度「小さな拠点」づくり 全国フォーラム 地方創生・小さな拠点学校』を開催いたします。

関係者のみなさまのご参加をお待ちしております。

■ 全国フォーラム 開催概要

対 象：地方公共団体、中間支援組織、大学関係者、NPO、地域住民等、小さな拠点及び地域運営組織の形成や運営についてご関心のある方であれば、どなたでも参加可能です

開 催 地：AP 浜松町 地下1階

開催時期：平成31年1月29日(火) 13:00～17:00 (受付12:30～)

定 員：300名程度(先着順)

参加費：無料

参加
無料

■ プログラム

時間	内容
13:00～14:20	◆第一部 全体セッション 主催者挨拶 基調講演「生きる仕組みづくりに挑戦する六つの集落活動センター～考え方を変えよう～」 前高知県橋原町長 矢野 富夫 氏 セッショントーク「つますきポイント」と解決の工夫 ファシリテーター：明治大学 小田切 先生
14:20～14:35	休憩(移動)
14:35～16:15	◆第二部 分科会 ※分科会は各部屋に分かれておこないます(詳細は裏面参照)
16:15～16:25	休憩(移動)
16:25～17:00	◆第三部 総括セッション 分科会からの発表、まとめ

※プログラムは変更となる可能性がありますことをご了承ください。

「小さな拠点」づくり 全国フォーラム（連携推進）

平成31年3月16日、大手町サンケイプラザにおいて全国フォーラム「地方創生・小さな拠点学校～文化祭～」を開催。

郵便局、JA、福祉、公民館など地域で活動する多様な組織による発表や参加者間の交流、ブース展示などを実施。



平成30年度「小さな拠点」づくり連携推進フォーラム

地方創生・小さな拠点学校 ～文化祭～

2019年3月16日(土)

13:00～17:00 (受付12:30～)

@大手町サンケイプラザ



主催：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

基調講演・コーディネーター：

島根大学 作野 広和 教授

発表団体：

日本郵便(株)、全国農業協同組合中央会(JA全中)、
(公財)さわやか福祉財団、全国公民館振興市町村連盟、
おきたまネットワークセンター【中間支援組織】、
小規模多機能自治推進ネットワーク会議【地方公共団体】、
躍動と安らぎの里づくり鍋山【地域運営組織】

ブース出展団体：

一般財団法人 地域活性化センター、一般財団法人
地域総合整備財団(ふるさと財団)、日本財団
CANPAN、日本政策金融公庫、わたしのマチオモイ帖
制作委員会、特別区長会、内閣府地方分権改革推進
室

都道府県個別説明会（全国キャラバン）

都道府県ごとに説明会や意見交換会を実施し、小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた施策の普及啓発を図るとともに、地方の課題・提案について聴取し、全体の取組のブラッシュアップを図る。

現地調査

各地の小さな拠点や地域運営組織の取組について、現地で調査



市町村担当者への説明会

内閣府・内閣官房の施策や、関係省庁の支援策、全国の取組事例について説明



県・市町村との意見交換会

都道府県や市町村担当者と、取組内容や地域の抱える課題について意見交換



開催状況

- | | | |
|----------|-------------|--------------|
| 【平成28年度】 | 【平成29年度】 | 【平成30年度】 |
| ✓ 福岡県 | ✓ 4月14日 福井県 | ✓ 8月17日 岡山県 |
| ✓ 秋田県 | ✓ 9月11日 熊本県 | ✓ 12月18日 熊本県 |
| ✓ 大分県 | ✓ 9月25日 青森県 | |
| ✓ 徳島県 | | |
| ✓ 香川県 | | |
| ✓ 京都府 | | |

平成31年度開催受付中

お問い合わせは、内閣府地方創生推進事務局まで

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地方創生推進交付金 【31予算 1,000億円】	内閣府	地方版総合戦略に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する(ソフト事業メイン)。
地方創生拠点整備交付金 【30補正予算 600億円】	内閣府	地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。
地方財政措置	総務省	高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上するとともに地方交付税措置により支援。平成31年度から、収益事業の起業等に係る費用を特別交付税措置の対象に追加。
過疎対策事業債	総務省	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 【31予算 4億円】	総務省	過疎地域等の集落を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興する取組を支援する。
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 【31予算 1.15億円】	国土交通省	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。
農山漁村振興交付金 【31予算 98.1億円】	農林水産省	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組を総合的に支援する。

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地域活性化伝道師	内閣府	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。
地域おこし協力隊	総務省	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間(概ね1年以上3年以下)、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。
集落支援員	総務省	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。
外部専門家招へい事業	総務省	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。
全国地域づくり人財塾	総務省	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。
生活支援コーディネーター	厚生労働省	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。
地域再生マネージャー事業	(一財)地域総合整備財団	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。

小さな拠点・地域運営組織に関する手引き等

情報提供	担当	概要
<p>住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き～ (平成28年3月)</p> <p>行政職員による小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた研修の進め方の手引き (平成29年10月)</p> <p>地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～ (平成29年12月初版発行、平成30年6月改訂)</p> <p>地方創生 小さな拠点税制活用本 (平成30年6月)</p>	<p>内閣官房 内閣府</p>	<p>地域の困りごととその対応について、具体的な事例を数多く紹介した「小さな拠点」づくりの手引き。 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/chiisanakyoten-tebiki.pdf</p> <p>行政職員が中心となって地域住民に小さな拠点や地域運営組織の普及啓発を図る際に必要となる姿勢やテクニックの手引き。 http://www.cao.go.jp/regional_management/doc/common/kensyu_susumekata_all.pdf</p> <p>「地域運営組織の法人化」の観点から、各府省で制度化されている法人制度(認可地縁団体やNPO法人、一般社団法人等)について、それぞれの法人制度が持つ特徴、法人格の取得の進め方や事例を整理。 http://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html#houjinguide</p> <p>「小さな拠点税制」について、制度の概要、関係するマニュアルやQ&A集などを整理。 http://www.cao.go.jp/regional_management/doc/effort/support/katsuyobon.pdf</p>
<p>地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業 研修用テキスト (平成29年3月)</p> <p>集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル (平成28年3月)</p>	<p>総務省</p>	<p>課題の解決のヒントとなるような先進的な取組や、研究会における議論を踏まえた解決方策について取りまとめた研修テキスト。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000475597.pdf</p> <p>住民や市町村が地域運営組織を立ち上げる際の参考資料。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000403262.pdf</p>
<p>「小さな拠点」づくりガイドブック (平成25年3月)</p> <p>実践編「小さな拠点」づくりガイドブック (平成27年3月)</p>	<p>国土交通省</p>	<p>「小さな拠点」の考え方や具体的な取組手法、先進事例などをまとめたガイドブック(実践編:モニター調査により得られたノウハウなどをとりまとめた、より実践的な内容のガイドブック)。 http://www.mlit.go.jp/common/000992103.pdf http://www.mlit.go.jp/common/001086331.pdf</p>
<p>活力ある農山漁村づくり検討会報告書 (平成27年3月)</p>	<p>農林水産省</p>	<p>地域で魅力ある農山漁村づくりに取り組もうとする方々に対し、実践活動を行う際の参考となる取組のポイントや事例等を紹介。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/nouson/bi21/pdf/nousan_gyoson_sasshi.pdf</p>

小さな拠点の実態調査の活用、取組の見える化

- 全国での小さな拠点の形成状況を把握するため、内閣府地方創生推進事務局において、「小さな拠点の形成に関する実態調査」を都道府県を通じて市町村に対して実施(第1回:H28.10~11、第2回:H29.5~6、第3回:H30.6)
 - 引き続き、全国での形成状況を把握するため、定期的に調査を実施予定
 - 第4回調査を、近日中に都道府県宛てに依頼
- 【ご協力をお願いいたします】
- 調査結果については、各地方公共団体への共有のほか、内閣府HP(小さな拠点情報サイト)で公開



- 全国の取組状況(まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI)のフォローアップ
【2020年までに全国で1,000か所形成(H30:1,069か所)】
- 全国の取組状況の見える化
小さな拠点の取組箇所のリスト化
→小さな拠点情報サイトでの公開を予定(公開希望の箇所のみ)
今後は、各地域の取組概要・PR等について、地域(市町村)から募集を行い、HPへの掲載も検討